



令和元年 9 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

吉本芸人問題

暑い日が続いておりますが、元気にお過ごしでしょうか？
メディアでは、韓国問題、吉本問題ばかりですので、今回は、
吉本芸人問題と税金についてお話ししたいと思います。



経緯などは、皆さんもご存じかと思いますが、事の発端、宮迫さんが金銭を受領してない
と言ったのが元凶ですよね。これ、当初から無申告だったからという理由が大きいのかな
と思っていました。そしたら、やはり、会社を通さない営業により取得した収入についての
税務修正申告を、昨日 7 月 12 日までに終えた、と発表がありました。

宮迫さんとする、この 1 件で 100 万円ですから、当然に他の収入もあるわけでしょうね。
例えば、もし年間 20~30 件ほどあった場合、2000 万円×5 年位は遡りますから、1 億円の
無申告。宮迫さんクラスだと、当然に最高税率の所得税 45%、住民税 10%、プラス、個人
事業主の売上なので、消費税 8%。ざっと見積もると、所得税 4500 万、住民税 1000 万、
消費税 800 万、が本来払う税金。隠していたことは明白なので、重加算税等（罰金）約 2000
万、5 年分の延滞税（利息）2500 万。はい、合計で、1 億とんで 800 万円なり。

実際には、そこまで収入があったのか、税務署からの連絡が来ていたのかどうかなどによ
って大きく税額が変わると思いますが、自分（宮迫）が払うのが嫌だったのではなく、他の
人もそういう闇営業があったこと、無申告だとばれてしまうのが嫌だったのではないでしょ
うか。

額は違えど、税務調査で本業以外の収入が出てくる場合があります。友人や知人、元請け、
下請けが絡んでいると、よく嘘を突っぱねることになったりします。（元請けが絡んでいる
と特に・・・）結果、大損するのは本人になることが多く、口を揃えて、「そんなことなら、
やらなきゃ良かった」と言います。

節税対策をしっかりしたら、気持ちよく税金を払って、心配なく仕事に頑張れる環境とい
うのが一番です！

9 月の税務



- ・個人事業者の消費税の中間申告分の振替日（振替納付を選択している場合） **振替期限…9 月 27 日(金)**
- ・7 月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税）
申告期限…9 月 30 日(月)
- ・1 月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…9 月 30 日(月)

本店 便り

文責：亀田

第三回建設業セミナー

今回は、「建設業の融資審査はここが見られる」をテーマにセミナーを開催させていただきました。ご参加頂いた皆様、ありがとうございました。



次回のセミナーは、建設業の枠を超えて、「法人成りのメリット・デメリット」についてをテーマに、10月5日(土)に開催を予定しております。法人化にご興味がある方であればどなたでもご参加可能となっております。是非ご検討ください。

インター店 便り

文責：大脇

私を温泉に連れてって

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、まだまだ暑い日が続いていますね。

三上税理士法人では毎年10月に社員旅行へ行きます。行先は候補地から多数決で決めるのですが、今年は白熱しました！！

候補地は「北海道・沖縄・温泉地」の3つ。「沖縄・温泉地」が同数だったため、決選投票が行われました。締め切り近くなると、誰がどっちに投票したか探りあい&ロビー活動も展開(笑)

…結果「沖縄」に決まりました。お気づきになった方もいるかと思いますが、ええ、前年も沖縄です。私はというと温泉一択だったんです(;´Д`) タブレットと本を持ってのんびり過ごし、夕食では大好きな魚料理と一杯(お酒は飲めないのでジュースで🍷)…したかったのに～、といいつつ集合写真ではとびきり笑顔です(笑)



さて、社員旅行を経費で落とすためには、いくつかポイントがあります。

- ①**従業員の過半数が参加**……………不参加の社員に、旅費相当分のお金等を渡すと、参加した人も含めて旅費相当分が給与とされ、所得税が課税されます。
- ②**4泊5日以内の旅行期間**……………海外の場合は現地の滞在日数のみを数えるため、移動中は日数に含めません。
- ③**一般的な金額であること**……………10万円を超えない金額が妥当とされています。
- ④**一般的な旅行内容であること**…社員旅行の金額が一般的でも、常識の範囲内の内容でなければ経費にできない場合があります。

社員旅行であれば何でも経費にできるわけではありません。また、社員旅行の費用であったことを証明できるように、旅行の日程表や請求書・領収書をしっかり残しておきましょう。証拠として、意外にも集合写真や現地のパンフレットは有効です。

ご不明点は担当まで…。

経営
情報

文責：定

軽減税率制度

令和元年 10 月 1 日の消費税率の 10%への引上げと同時に軽減税率制度も実施されます。軽減税率が適用されるのは、軽減税率の対象品目の譲渡（販売）です。

対象品目とは、

- ・ 飲食料品（酒類を除く）
- ・ 新聞

です。

今回は、対象品目のうち、飲食料品（酒類を除く）について掘り下げてみます。購入方法によって、軽減税率（8%）なのか標準税率（10%）なのかが異なります。下記の表にまとめてみました。

購入方法	標準税率（10%）	軽減税率（8%）
外食	○	
ケータリング (お店の方を呼んで調理してもらう等)	○	
テイクアウト、ドライブスルー		○
出前、宅配		○

ファストフードのお店によっては「持ち帰り」を選択した方がお得になるケースもありますが、そこは、企業側も対策として価格の均等化を図ると思われれます。

また、「一体資産」と呼ばれるおもちゃ付きお菓子（食玩）なども、

- ・ 税抜価額が 1 万円以下 かつ
- ・ 食品の価額の占める割合が 2/3 以上

である場合、全体が軽減税率（8%）の対象となります。

（この要件を満たさない「一体資産」は全体が標準税率（10%）の対象となります。）

簡単ではありますが、飲食料品（酒類を除く）に関する軽減税率制度についてまとめさせて頂きました。さらに詳しい内容については、国税庁ホームページ等をご確認下さい。

<出典> 国税庁 HP よくわかる消費税軽減税率制度

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018006-112.pdf>

営業時間短縮日 及び 臨時休業日のお知らせ



弊社社内行事のため、下記日程のみ、営業時間を短縮させていただきます。

営業時間短縮日：令和元年 10 月 1 日（火） ※営業時間：9:00～17:30※

また、下記の日程で臨時休業させていただきます。

臨時休業日：令和元年 10 月 15 日（火）

※日曜・祝日を含む、10 月 13 日（日）～15 日（火）の 3 日間が休業日となります。

緊急の場合は三上(090-1830-5990)までご連絡をお願いいたします。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご了承の程よろしくお願い申し上げます。



行楽 日記

文責：新宅

女子プロ野球

先日、一宮市営球場に行ってきました。目的は、女子プロ野球【愛知ディオーネ VS 埼玉アストライア】の試合観戦です。そしてこの日は夏季リーグ最終日。

女子プロ野球のチームは、埼玉アストライア、京都フローラ、愛知ディオーネの3チームと、育成チームのレイアがあります。娘たちはもちろん愛知ディオーネのファン。特に投手の里選手が大好きです。この日の先発予告が里選手ということで、特に次女は気合十分！！

女子プロ野球は最初に、歌にあわせてプレイボール体操を選手も観客も一緒に行います。試合観戦前にしっかり練習していた娘たちは振付バッチリです。



残念ながら試合は負けてしまい、夏季リーグの成績も最下位で終わってしまいました。試合に勝ったチームは勝利のダンスがあるのですが、踊れず…。

静かに帰る予定でしたが、この日は夏季リーグ最終日ということもあり、試合後に選手との集合写真や、選手全員とハイタッチができ、娘たちはそれはそれは嬉しそうでした。

そして最後の最後には、なんとあこがれの里選手に握手をしてもらうことができ、娘たちだけでなく、私まで握手をしてもらい、一瞬でファンになりました。(笑) もう大満足の日となりました。

「愛知ディオーネの選手になって里選手と一緒にプレイがしたい」これが、次女の夢です。いつまでも夢を追いかけられるといいなあと思えます。

女子野球なんて…と言わず、機会がありましたら、ぜひ観戦してみてください。ホームランこそ少ないですが、女子ならではの、打って、走っての試合が観戦できます。

無料経営相談実施中！！！！

三上税理士法人では、税務担当者とは別に代表三上努による経営相談を実施しております。

9月開催スケジュール(要予約)

- 9月 9日(月) 午後1時より5時まで
- 9月 10日(火) 午前10時より12時まで
- 9月 19日(木) 午後6時より8時まで

ご予約電話番号 **0120-974-830**



三上税理士法人

- 本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階
TEL:0568-36-2022 / FAX:0568-36-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info